

放射能への対応のガイドライン【穀物2012用】

2013年6月20日版

日本GAP協会

2011年3月の原発事故により、食品衛生法において放射性物質の暫定規制値が設定されました。それに伴い、「JGAP 農場用管理点と適合基準」の中でも、「放射性物質」を危害要因として新たに位置づけ、対策を行うことになりました。

JGAP穀物2012では新たに「放射能管理専用項目」が設けられ、「放射性物質」の対策のための管理点が設定されました。そのためJGAP穀物2012用の「放射能への対応のガイドライン」はありませんでしたが、今回、国を中心とした調査・研究による新たな知見が公表されたため、本ガイドラインを制定しました。今後は「放射能管理専用項目」に加え、本ガイドラインへの対応も求められます。本ガイドラインは基本的に、原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の対象地域に圃場がある農場を対象としたものですが、「(4) 肥料等の管理」は全国の農場が対象となります。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」は下記をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xsm1.html>

今回公表された調査研究とは、

2013年1月に出された福島県と農林水産省による

「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」

および

2013年3月に出された農林水産省による

「放射性セシウム濃度が高くなる要因とその対策について 大豆（中間とりまとめ）」

「放射性セシウム濃度が高くなる要因とその対策について そば（中間とりまとめ）」

を指し、この内容を元にガイドラインを作成しています。

上記の3つの報告についてはこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan_1.html

(1) 収穫から農産物取扱い時のリスク管理

穀物2012では下記の管理点が対応しています。

- ・ H3.3.9（放射能への対応策をとっている）
- ・ 6.1（収穫・輸送に関わる衛生管理）
- ・ 7.1（農産物取扱いにかかわる衛生管理）

上記の作業工程と危害要因の検討時において、放射能の交差汚染を防止する収穫・乾燥・調製等の機器類の清掃や作業時の注意が求められます。

具体的には、

- ・ 機器類の点検および徹底した清掃
- ・ 糊に土が付着しないよう作業を行う
- ・ 倒伏した稲の区分管理

により収穫物・出荷物に放射性物質が付着することを防ぎます。

(2) 土の管理

穀物2012では下記の管理点に対応しています。

- ・ H3.3.9 (放射能への対応策をとっている)
- ・ H4.1.3 (土壌の安全性を確認している)
- ・ 9.3.1.2 (適切な施肥設計を行っている)

土壌から玄米への放射性セシウムの移行に関し、上記の調査研究の結果として、

- ・ 生育初期の交換性カリ含量を確保する施肥設計を行う(カリ過剰による苦土欠を防ぐ対策も含む)。目標値としては交換性カリ含量を 25mg/100g とする(注1)。
- ・ 大豆の場合、ケイ酸カリよりも速効性の硫酸カリまたは塩化カリを利用する(塩化カリの多量施用は窒素固定を行う根粒の着生を阻害し大豆の生育を抑制するため控えることが望ましい)
- ・ 大豆の場合、pH を 6.0~6.5 に矯正すれば大豆の育成および放射性セシウムの吸収抑制にそれなりの効果がある
- ・ セシウム固定能力を高める土壌改良(パーミキュライトの施用等)
- ・ 放射性セシウム濃度が高かった地域での不耕起栽培のとりやめ(大豆、そば)
- ・ 深耕による放射性セシウムの土壌中の深いところへの分散、作土層の拡大による根張り改善

などが指摘されています。

実際には、品目あるいは土質、土壌診断の結果により土作りや施肥設計の内容は異なってきますので、地域の普及センターに相談しながら対応してください。

(注1: 県によって基準値や目標値が異なる場合があるため、地域の普及センターに確認しながら施肥設計を行ってください。なお、上記の目標値は農研機構「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用」参照

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/narc/027913.html)

(3) 水の管理

穀物2012では下記の管理点に対応しています。

・ H4.2.3（栽培中に使用する水の安全性を確認している）

上記の調査研究では、水から玄米への放射性セシウムの移行については限定的との結果が出ています。また、カリ肥料等の施用による吸収抑制対策により、水からの移行も低減できるとのことです。しかしながら注意を要する地域においては引き続き使用する水について、文部科学省が公表している「放射線モニタリング情報」を参考に水源の放射線量を確認してください。

「放射線モニタリング情報」のURL

公共用水域（河川、水源地、湖沼等）：

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html

地下水質：http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-gw.html

水道水：

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei_monitoring.html

（４）肥料等の管理

穀物2012では下記の管理点が対応しています。

・ H9.3.1.6（肥料等の安全性を確認している）

肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値が農林水産省によって示され、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、400 ベクレル/kg（製品重量）となっています。

従って、肥料・土壌改良資材・培土を購入・使用する際には販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、引き続き上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

ただし、農水省の通達では例外として

- 1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
- 2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- 3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においては、この限りでないとされています。

肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値についてはこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

2011年10月7日には農林水産省より「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」という通知が出されました。

内容としては、土壌改良資材として利用される木炭・木酢液について、放射性セシウムの暫定許容値(400 ベクレル/kg)を超えるものが利用されることのないよう、適切な検査が行われることを求めています。

木炭・木酢液はJGAPにおいて肥料等に当たります。木炭・木酢液を購入・使用する場
合、販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないこ
とを確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/h_dozyo/mokutan_kensa.html